

『教育心理学研究』投稿論文審査規程

1987年 1月10日 制定

1999年 8月26日 改定

2000年 6月18日 改定

2001年12月23日 改定

投稿にあたって

1. 投稿論文は、未公刊の、原著論文、展望論文であること。
2. 紀要等の定期刊行物に発表されたものについては、新たな分析がなされ、別個の論文として書き直された場合は、新たな論文と認めることとする。なお、当該の関連発表論文を資料として提出すること。

論文審査にあたって

3. 投稿論文は、常任編集委員会の委嘱する3名以上の審査者により審査される。審査者の選定にあたっては、
 - (1) 少なくとも、1名は常任編集委員とし、他は編集委員とする。
 - (2) 著者と同一大学または研究機関、同一研究グループ等に属する人等は避ける。の原則のもとに行う。なお、審査者は原則として編集委員から選ぶが、主題によってはこれ以外の会員にも依頼することがある。
4. 審査は著者名を秘して行う。
5. 各審査者の審査結果は、次の4つのいずれかにより報告され、あわせて常任編集委員会及び著者あての意見が付される。
 - (a) 採 択：このままの形で、『教育心理学研究』に掲載してよいと判断されるもの。字句などのわずかな修正を要するものも含む。
 - (b) 修正採択：原論文の実質的修正を条件として採択するもの。
 - (c) 再 審 査：このままの形では採択できないが、分析のやり直し、理論的發展、付加的資料の収集、表現の大幅な修正などにより、再検討の余地があると考えられるもの。
 - (d) 不 採 択
6. 3による3名以上の審査結果にもとづき、常任編集委員会で合議の上、上記5項(a)～(d)のいずれかに決定する。

7. 修正採択及び再審査と決定された論文は、審査者がぜひ必要と考える修正や補足及びこれと等価な修正や補足等が同一修正条項につき3回までに満たされなかったときは、不採択となる。
8. 合議によって決定をくださることが困難な場合は、新たな審査者を常任編集委員会で選び、その審査結果をあわせて常任編集委員会で合議の上、採否を決定する。
9. 各審査結果は、審査者の名前を秘して常任編集委員会の決定を伝える通信文とともに著者に送付する。
10. 「修正採択」と決定された論文が修正後再投稿された際は、審査者のうちの1名がこの修正が採択条件に合致しているか否か吟味する。「再審査」の場合には、再投稿論文は先の審査者と同じ審査者に送付され審査される。
11. 投稿者は常任編集委員会の「不採択」の決定があった場合、または審査経過において著しく自己に不利な決定があったと考える場合、書面により異議申し立てを行うことができる。常任編集委員会がこの異議申し立てを妥当と認めた場合、1回に限って新たな3名以上の審査者により再度審査を行うことができる。

(注) なお、詳細は1981年第29巻第4号掲載の「編集委員会の審査について」を参照のこと。
12. 審査委員ないし他の常任編集委員から、当該論文が、教育心理学会倫理綱領に抵触する、ないしその疑義があるとの指摘が出された場合、通常審査結果の判断を保留し、常任編集委員会において倫理問題の検討に付すか否かの判断を行う。倫理問題の検討に付すると常任編集委員会で判断した際には、当該論文の審査委員並びに常任編集委員全員で、倫理綱領への抵触の有無の観点から投稿論文を審査する。なお、常任編集委員会は、その判断のための資料を新たに投稿者に求めることができる。倫理綱領に抵触すると編集委員会において判断された場合には、その旨を記し、「不採択」とする。結果の報告は、通常の手続きと同様に行われる。抵触していないと判断されたときは、通常審査手続きを再開する。